

# ●憲法を改めて 時代を刷新しよう！



・自主憲 第1081号



■題字は岸信介元総理

## 第23回 自主憲法制定国民大会報告号

自主憲法期成議員同盟  
自主憲法制定国民会議

今の憲法をどう改正するか

### 権利・義務規定改正への視点

—憲法第三章改正試案—

竹花光範

自主憲法期成議員連盟編  
自主憲法制定国民会議編

現憲法の人権規定では、若干の個条（例えば、生存権規定）を除けば不充分である。社会権規定の不備な点、最近、確立されつつある新しい権利（例えば、プライバシーの権利や知る権利さらには環境権）に関する規定が欠落している。このように客観的にみて、現憲法の人権規定の問題点につき第三章の改正試案を具体的にわかりやすく提示した。

■発行

自

主憲法期成議員同盟・自主憲法制定

国民会議編／定価500円+72円

第九条の具体的改正案の提示  
憲法改正入門

清原淳平著 ブレーン出版

湾岸戦争に際し、日本では国連平和協力法案も通らず、百三十億ドル出して外国から尊敬されず、やつと通過したPKO法案も数々の制約がある。日本が諸外国なみに国際貢献できなのは、独立国の体裁をなしていない日本国憲法にあることを論証し、独立国にふさわしく国際貢献できる第九条の具体的改正案を提示した好著。日本国憲法の制定過程と憲法改正運動の詳細年表付 ■発行 ブレーン出版／定価980円+310円

### ●憲法改正のための具体的指針！

御注文は 自主憲法制定国民会議事務局へ 振替 東京6-022879



►熱弁をふるう木村睦男会長



▼来賓挨拶の永野茂門  
参議院議員



▲力強く開会を宣言する  
森下元晴理事長



◀自由民主党代表の  
田辺哲夫参議院議員



▲壇上にならぶ講演・発表の講師の先生方



▲満席で熱心に聞き入る聴衆



▲壇上にならぶ主催者側の発言者の方々

国歌斉唱 (一回) ピアノ伴奏 司会 事務局長 清原 淳平

開会の辞



### ●開会の辞

## 国際貢献・政治改革・ 人権問題を三本の柱に

自主憲法制定国民会議理事長  
元衆議院議員・元厚生大臣 森 下 元 晴

ただ今より、第一回自主憲法制定国民大会を開催致します。(拍手)

さて、今年の国民大会の特色であります、プログラムの表題にありますように、今年は三つの柱をたてました。一つは、「現代にふさわしい人権条項の提案」であり、もう一つは「政治改革についての検討」、今一つは、「国際貢献問題についての検討」であります。

日本人は、今の日本国憲法に掲げる人権規定を、世界でもかなり優れたものと思っておりますが、実際は、先進諸外国に比べてかなり遅れております。いわば十九世紀的人権規定であることを論証し、諸外国みなみに、「母子及び老人の保護」、「家庭の尊重・保護」あるいは「プライバシーの権利」、「環境権」などの、現代的権利規定の新設を提倡するものであります。(拍手)

さて、もう一つの柱「政治改革」については、当「自主」の開会の辞

「憲法」の団体では、すでに一昨年の大会で「国会議員の就任宣誓義務」「過去に不正のあつた議員の被選舉資格の制限」さらには、「在職中不正のあつた議員の免職規定」などの新設を提案しておりますが、政治改革もいまなお世上問題になっておりますので、今年もテーマとして取り上げました。今一つのテーマは、国際貢献問題です。先の湾岸危機において、日本の対応が余りに遅く、国際社会から不評を買つたわけですが、それは、今の日本国憲法第九条に原因があるからだ、という問題です。これらについては、のちほど特別講演の先生方からもご意見をうかがいたいと思います。(拍手)

それでは、今日この憲法記念日に、じっくりと、國の基本問題についてお聞きいただき、憲法改正運動に立ち上がり下さいますよう、お願い申し上げまして、私の開会のご挨拶とさせていただきます。(拍手)

一、開会の辞	自主憲法制定国民会議理事長 元衆議院議員・厚生大臣 森下 元晴	1
二、会長挨拶	自主憲法期成議員同盟 元参議院議員・参議院議長 木村 瞬男	2
三、自由民主党 代表挨拶	参議院議員 田辺 哲夫	5
四、来賓挨拶	参議院議員 永野 茂門	7
五、来賓紹介、激励電報披露	参議院議員 秦野 章	8
六、特別講演	○国際貢献と憲法、および政治改革について 政治評論家、元参議院議員 竹花 光範	17
七、発表	○お疲れさま 日本国憲法 評論家・弁護士 佐藤 欣子	12
八、大会決議	大会運営委員、前憲法学会理事長 大木 宏亮	20
九、閉会の辞	大会運営委員、前憲法学会理事長 堀江 正夫	21
十、万歳三唱	大会運営委員、前憲法学会理事長 相原 良一	22
十一、開会の辞	○森下元晴理事長歎一等旭日大綬章受章祝賀会	22





## 自主憲法を制定して 世界平和の維持活動に貢献せよ

自主憲法期成議員同盟  
自主憲法制定国民会議 会長  
元運輸大臣・参議院議長 木 村 瞳 男

今日、この「憲法を改めて時代を刷新する国民大会」にあたり、大型連休の中日にもかかわらず、かくも大勢の方々が御参加下さり、しかも、学生さんやお若い方もたくさんお集まり下さったのを見まして、非常に心強く、この運動の正しさとその意義の大きさを強く感ずる次第であります。（拍手）

さて、世界を二分した冷戦の一方の旗頭、共産主義ソ連が崩壊し、世界は大きな転換期に入りました。四十七年まえ、第二次世界大戦終結後しばらくは、戦勝国対敗戦国という世界秩序のパターンが続きましたが、現在はそれを乗り越え、国連中心の新しい世界平和秩序が構成され、国連による世界平和維持活動が今日ほど重要性を帯びて来た時はありません。

ソ連の崩壊によって冷戦構造こそ消滅したものの、国際紛争の火種は随所に残っており、地球上の永久平和は望むべくして望み得ないのが実情であります。

このような国際状勢の下で、平和の恩恵を受けているわが国の政府は、積極的に国連中心の世界平和維持活動に協力する必要を認め、自衛隊による海外派遣の道を開くため、憲法改正によらず、憲法第九条の解釈を拡張することによって、派遣を可能にしようとしております。

およそ法の解釈ということになると幾通りもの解釈が可能の場合が多く、第九条の解釈についても、学者によつて解釈が幾通りにも分かれております。これまで、自民党政権も野党もそれぞれに第九条を解釈し争つてきましたが、それは憲法軽視の悪習慣をつくる結果ともなり、極めて危険であるといわざるを得ません。こうした国論の分裂や民心の不安動搖を避けるためにも、解釈に頼るという姑息な手段によらず、この際思い切つて憲法を改正して法文を明確にしておく必要があります。（拍手）

そもそも日本国憲法は、占領時代敗戦国としてざんげと贖罪の証（あかし）として戦争の放棄や戦力の不保持、あるいは交戦権の否認など、主権を持たぬ被占領国姿のままで、独立国になつて四十年以上も経つた今日、自力で国を守ることもできず、そのためには必要な憲法改正に手をつけようともしないで、果たして国の独立と安全を守ることができるというのか。その責任は一体誰がとるべきであろうか。こんな状態であるから憲法改正の必要を説けば、すぐ軍国主義国家の建設を企図しているなどと誤った議論が横行し、言論自由の世に憲法論議の口を封じようとしておることは、誠に憂慮に堪えないところであります。（「そうだ」のかけ声）

今日わが国が、国際国家として世界平和の維持活動に協力するためには、時には汗も血も流さねばならない場合も想定しておかねばならない。そのような国家の大事に関することこそ憲法の中に規定すべきであつて、憲法の一方的な解釈のみでその場を凌ぐような姑息なことを繰返していくは、国際的な信用を失うことにもなり、将来に禍根を残すことを深く憂うるものであります。

わが国が、国連に積極的に協力し、平和維持活動に参加するため、自衛隊の海外派遣が真に必要で止む

を得ないものであれば、そのことを国民に訴え率直に憲法改正について理解を求める努力をすることこそ、政治家の責務でなければなりません。（拍手）

経済や技術の面でも今や世界の有力先進国となつたわが国が、国連による平和維持活動に十分な協力もできず、いつまでも責任回避とみられるような態度をとりつづけていては、国際的に名譽ある地位を得たくても、かえつて国際社会の孤児になるのが落ちであります。

三十年来、自由民主党が自主憲法の制定を党の基本方針に掲げていることこそ、今日的な重要な意義があります。さればこそ、我々はこれに協力し広く国民の同意を得る努力をつづけて来ましたが、政府も自民党もこの期に及んでいまだ積極的に憲法改正に着手しようとする努力が見られないことは、極めて遺憾というほかはありません。

戦後四十年も経ずして、我々の英知と努力によりわが国が先進国の優等生に成長したのでありますから今こそ一国平和主義の殻を捨てて、この際広く国民の理解と協力を求め、独立国として今日にふさわしい憲法制定の努力を進めるべきであります。（拍手）

憲法記念日にあたり、最近の国際情勢を考慮し、特に第九条に関連し多く述べましたが、元来、日本国憲法には、天皇の地位をはじめ、立法・司法・行政・宗教・教育さらには国民の権利義務など、用語表現方法も含め問題があまりにも多く、わが国が二十一世紀に入るに当たり、時代を大いに刷新するためにも、憲法全体の見直しこそ、最も重要な課題であることを、ここに強く主張する所以であります。（拍手）

この記念すべき日、会場には、来るべき二十一世紀にわが国の命運を背負つて立つ若い人たちを多く見かけます。特に若い人たちに言いたいことは、国内外に広く活眼を開き、一国平和主義から脱し、世界恒久平和構築のため、先進国国民としていかにあるべきか真剣に思索し行動することを、切に希望するものであります。（拍手）



●自由民主党代表挨拶

## 日本国憲法の疑義を問う

参議院議員 田辺哲夫

今日は、憲法記念日でございます。特に、憲法施行四十五周年という、極めて意義のある年に当たるわけでございます。この時に当たりまして、木村会長を中心に、憲法を改めて時代を刷新する大会が、誠に盛会に行われましたことを心からお慶び申し上げまして、慶賀の意を表したいと思います。

自由民主党におきましても、自主憲法制定は長年の党是でございます。そしていつも党大会で、決議宣言等で採択されておるところでございます。今年も一月末に党大会が行われました。そこで決議宣言、又は党の運動方針に盛り込まれまして、全会一致で採択された事実がございます。私もこの党大会で、宣言起草委員の一人に選ばれまして、いろいろ協議し、頭を捻つたわけでございます。

さて、今日の提言にもございます、今一番日本の政治で問題になるのは、国際貢献でございます。いうならばPK

〇法案でございます。今、参議院で審議中でございますが、各政党・各会派、それぞれ自分の意見を主張致しまして、なかなか纏りません。誠に残念ではございますが、そのような現況でございます。連休明けに自由民主党も憲を締め直しまして、これに取り組み、国際貢献という観点から、日本の責務を果たすよう、この法案の成立を期さなければならぬと思います。

さて、この法案に絡みまして、憲法第九条が問題になってくるわけでございます。私はこれを大別しますと、三つの方法があろうかと思います。

一つは、旧態依然たる護憲派。いうなれば教条主義に基づく護憲派の政党、会派の皆さんでございます。自衛隊は海外に派遣せん。そして日本はPKO法案というものは大いに縮少して、一国平和主義に徹すべきである、との説。

もう一つは、現憲法の解釈によって、PKO法案の成立

ははかれるのではなかろうか、という説。

もう一つは、やはり憲法を見直し改正して、すっきりした形で、国民の合意をとつて国際貢献を果たすべきである、という説。

このように三つに分かれるのではなかろうかと存じます。

憲法の解釈によりましても、私は、この法案は憲法違反ではなくして、成立する根拠があると思います。その根拠は、特に憲法の前文でございます。

憲法の前文には、日本の國の國際協調主義、国連中心主義、平和主義がうたわれております。これらの抽象的な基本概念からして、第九条に抵触しないというのが、私の論拠でございます。

もう一つ、これは私の個人的見解でございますが、憲法の最終のほうに、憲法は国の最高法規であつて、この憲法に反する法律、命令、詔勅、國務に関するその他の行為は、無効であると、ここで憲法の優位性をうたつておるわけでござります。しかしその中に条約が含まれております。条約が憲法に違反したら無効であるということは、うたつてないでございます。

そしてその二項に、日本国が締結した条約とか、国際法規は、誠実に遵守しなければいけないという規定がござります。私は今の憲法で一番曖昧模糊としているのは、この規定だと思います。



●来賓挨拶

## 憲法論議を

### 活発にする重大な時期

参議院議員 永野茂門

私はいま、参議院で審議されておるPKO法案特別委員会の委員をやっております。

ごく最近、カンボジアにおいて、日本人の明石代表を長とする国連の大きな平和維持活動、すなわちPKO活動が始まっています。世界はまさに、経済大国であり、そしてまた当然、政治大国でなければなりません日本に、この平和維持活動につき、大きな期待を寄せているのです。

それも、単に経済的な支援をするだけでなく、また単に文民部門、つまり民生的な部門における貢献だけではなくて、もつと核心にふれる、世界と共に危険を分かち合い、そしてかつその危険を克服しながら「国際貢献」をやってもらいたいと、こういう期待と要望を持っているのです。

現在の憲法は勿論、存在する以上はこれを尊重し、それが許す範囲内において憲法の解釈をさらに拡大し、そして

条約を尊重しろ。しかし憲法は最高法規であるが、そこに条文が入っていないと、その辯をはつきり致しますならば、この国際貢献というものは、その条文一つをはつきりさせるだけで非常にやりやすいのではなかろうか。

新憲法の公布によりまして、家族制度というものが廃止されました。これに伴いまして相続が変わつて参りました。昔は長男単独相続。今は均分共同相続でございます。これにつきまして異議はございません。しかしながらこの家族制度といふものの残影、精神的な流れというものは、日本人には必要ではなかろうか。

ところで、相続の中に、祭祀承継というのがございます。どういうことかと申しますと、系図とか、祭祀とか、お墓とか、宗教的な相続でございます。この相続は均分共同相続ではございません。単独相続でございます。これは、亡くなつた方の遺言により、又は慣習により、無いときは家庭裁判所の許可によりまして、単独相続となります。

私個人の憲法上の提言でございますが、このような祭祀承継の矛盾を正すためにも、現行憲法を見直す必要があるはしないかと考えます。(拍手)

当会が益々発展し、日本の指導的立場を占めていただきまして、民族の、国家の悠久の繁栄のためにご活躍いただきますことを、心から切望しご挨拶と致します。(拍手)

また、出来れば改正の方に持って行って、今申しあげましたような、世界における日本が当然やらなければならぬ国際的な役割、国際的な責任を遂行できるように、改善すべきであると思います。(拍手)

一昨年の湾岸危機以来、このPKO法案の審議を通じまして国内におきましては、憲法論議を高めよう、憲法改正を考えようというような論議が、非常に高くなつて来ております。今朝の読売新聞の世論調査の状況を見ましても、大体七十%近くはそういうふうな論議を活発にしたいといつております。状況は次第に改憲派に有利になってきており

ます。

我が国が近く、諸外国なみの国際貢献ができるようになりますことを期待しまして、私のご挨拶を終わります。(拍手)



## 国際貢献と憲法 および政治改革について

政治評論家 秦野 章

私は憲法の研究では第一人者というわけではないんで、皆さんと同じ程度だと思うんですが、日頃感じていることを申し上げて御参考に供したいと思います。

岸先生がこの会をお始めたと思うのだけれども、お亡くなりになる少し前に、福田屋という料理屋で、岸先生と金丸さんと三人で対談をやったことがある。その時に岸先生から出たのは、どうしても憲法改正しなくては駄目だ、というお言葉でした。これは改正を検討する、といった程度ではないんだ。改正をしなくちゃ駄目だという考え方なんです。

また、何かの文献で見たんだけれども、鳩山さんが総理になつた時に、鳩山さんが涙を流して、河野一郎さんに「おい！俺たちのやることは、憲法改正とソ連問題だよな」と、こうおっしゃったそうです。

ここが偉いのは、やっぱりドイツでしょう。ドイツは、ついで残ったのは何だといったら憲法問題だけになつた。つまり、いまや憲法問題だけが懸案として残つたんですよ。そういう認識が、いま薄れていることこそ問題だ、と言いたい。（拍手）

今憲法は、あれ、舌をかむような文章ですねえ。日本語かどうかわからないんだ。というのも、占領軍がやって来て、マッカーサー率いる連合軍総司令部、つまりGHQが新しい憲法を作れといって、しかも、その原案をくれたんだから。私は当時、内務省の事務官で、時々国会を覗いたりして見ていましたよ。今の憲法を審議するにしても、逐次GHQへ通つて、ここのこところがああなつた、こうなつたといってお諮りするんだよ。

ここで偉いのは、やっぱりドイツでしょう。ドイツは、

敗戦後、連合国憲法改正の要求にもかかわらず、「憲法」とはせずに、ドイツ共和国連邦基本法と称するにとどめました。

それに引き換え、日本は平和条約を締結する前に、憲法を変えてしまつた。もつとも、皇室の存続という、向こうの言いなりにならざるを得ない状況下にあつたわけだけれどもね。

そりやまあ、占領軍の威勢のいいのが来ていたから、どうしたつて押されていましたから。いま読んでみればおかしな箇所が沢山あるというのは止むを得ん。しかし、直さなきやいかんというところがあるのに、憲法を直そうといふ気運がだんだん衰微して行くというようなことは、困ったもんだと思います。

憲法改正のような重要な課題は、国会で大いに議論すべきですよ。しかし、国会というところは案外討論できないところもあるんだ。国会とは論争の場なんです。お手々つないで仲良く行こうという場じゃないんだ、本当は、特に与党と野党というものは討論しなくちゃ意味がない。（拍手）

例えば、三月十八日の参議院予算委員会で、加藤官房長官が連合参議院の高井という議員に、いわゆる逆質問をした例があげられる。

どういう事かというと、自衛隊を認めるのかどうか、日米安保条約はどうか、一つ考へを聞かせてくれ、といつて

官房長官の方から連合参議院の人質問した。すると野党の方は政府の方から質問が来るという予定はないというわけだよ。野党はいつも政府をやつつける側で、政府の方はこれに適当に答えるという仕組みになつていて。これは悪い仕組みですよ。しかし、冗談じゃない。政府側だって野党への質問がいっぱいあるんですから。お前ら何やっているんだといって、次々と質問すると面白くなるんですよ。ところがそうでないのが国会なんですよ。今の国会は駄目なんだ、私に言わせりや。討論する場こそ国会なんですよ。（拍手）

私もかつて、政府と討論しようとしたら、質問をするのはいいんだけど、政府側と討論をしちゃいけない慣例になつていてるんだ。条文は無いけれども、逆質問という格好はまずいんだといって、注意を受けたことがありますよ。

そういうようなことで、国会が討論の場になつてなくてただ、質問に答える場だと、こうなつちやつてはいるから論戦にならないんですよ。

これ一つみんなで考へる問題だと思うんですよ。与党でも政府にどんどん噛みついていいんですよ。おかしいところはおかしいと。そうやらないと進歩はないと思うんですね。憲法改正問題も。（「そうだ！」の声 大拍手）

今の憲法があつたら戦争始まるなんて、馬鹿なことをいう者がいるから、そういうのはちょっと減ってきたと思う

けれども、それでも必死になつてゐるからね。おタカさんなんか、湾岸戦争のときドイツ行って、この間のPKOの問題で自慢したんだわ。それであきれられちゃうんだわ。

向こうに行けばPKO協力は当たり前だもんね。

だから、日本人も根本的に考え方を変えて行かない。ちょうど、先ほど話した鳩山さんや岸さんのような気風が上方にあって、それがずっと党員にも伝わって、そして、さあ来い！ということで、下手な質問を逆襲して行くというくらいの気迫が出てくれば、憲法改正も現実化するだろうと。また国民もわかるようになるだろうと思ふわけです。

政治というのは、国民をリードするような気持ちがあるといいんじゃないですか。国民の意見を聞いてやるといったって、そんなに国民はすべて知つていませんよ。悪いけれども。（拍手）無理だよ。（拍手）

私は以前ヨーロッパ旅行をして、オーストリアという中立国に行きました。あの中立国は、第二次大戦の結果でできた中立国なんだけれども、どつかで戦争があるというと、すぐ出かけるんです。なぜそういうことが出来るかというと、英独仏ソが中に入つて、この国を中立国として作つておこうという合意の下にできた国だから、憲法などにも中立国と謳つてあるなんだけれども、よそを助けることにはどんどん出て行つていいことになつてゐるから、気楽に行け

者があつた。テレビが行って、また明日やるかと聞くと、「やる！俺は死んでもいいんだ！」と若者が言うんだよな。その時の顔の美しいことよ。（拍手）

こういう心情というものがわからないのかなあ。自国を守る、国民を守る、こういうことは、それは感動的なことなんですね。本当は、理論を越えて、その若者の気分が分からないと駄目だなと思う。

人間というのは、国家の中で生きて行くのだったら、その国家を守つて行くということについては、何か精神的なものが大事だ。その精神的なものを保護するために、憲法とか法律が無くちゃいけない。憲法とか法律がそういうふうに出来てゐるのかといったら、いまの国会論議などでは、日本も一流国になつたような格好はするけれども、これから先うまいこといかどうか、私は非常に疑問に思うんですよ。

だから、憲法や法律というものは、その背後にある思想とか心とか、そういうものを考えて作らなきゃ駄目なんですよ。（拍手）

これは大事業なんですが、今の憲法を改正しなければならないんですよ。

PKO問題では目下片がついておりませんね。総理はアメリカに行ってPKOはやるとおっしゃっていたから、な

るんですね。そして、元国連の事務総長などをやつた人が大統領などになつたりしてね。

私がオーストリアに滞在中、今日はゴラン高原から派遣されていました。軍隊が帰つてくる日だと。戦死者もあるわけだ。飛行機が帰つて来る。そうすると大統領が空港に出迎えるんだね。中立国ですよ、これ。その姿を見た時に、これこそ国際貢献だなと。そういう国もあることはあるんです、ヨーロッパに。（拍手）

昨年、湾岸戦争の流出油の問題で自衛隊が出たでしょ。海に機雷が浮いているのを掃除するという役だつたけれども、大変これはうまく行つて好評を博していた。

（拍手）

たまには危ない所へ行くというのが自衛隊なんだ。仮りに国際貢献で戦死者が出た場合、悲しい思いではあるが、同時に國のためにやつたということで、人間というものは感動というものがあるんですよ。理論だけじゃないんだよ。

（拍手）

この間テレビ見とつたら、長野県の諏訪神社という所で、つかり木ぶつ倒して、その木の下敷になつて死んだ若い

んとか工夫をしてやつてもうえるという期待はしております。しかし、地雷を一つ掘り出すのにも、鎧みたいなものを着て、怪我をしないようにするのはよいとして、PKOは武装解除をやるという任務もあるわけで、武装解除をする時に抵抗したら、それなりに対処しなければならない。そういうようなこともよくよく考えて、自衛隊を出すのなら、その若者の気持ちがすっきりするような気分にして出でやらなきゃならん。ただ、生の人間を出せばいいといふものじゃないんだよ。下手な出し方なら出さない方がいいよ。そういう意味では、武器携行も人間を大事にすることになるんだと思います。日本は今、犠牲なくして繁栄をもたらしたけれども、金だけの犠牲だけで終わるなどいうような世の中とか世界じゃないわけですよ。

（拍手）

人間が生きて行く社会の中においては、犠牲というものが伴う。しかし、日本人は完全に戦争はびしやりと終つてしまつて、これからも無いという気分になつてゐる。これぐらい極楽とんぼはないんだよね。

（拍手）

だから、世界の国々が常識として行つてることを、日本も出来るように直そうというのが、私どもの憲法改正論なんですよ。

（拍手）

どうかこのことを御理解下さるようお願いして、私の御挨拶とさせていただきます。（拍手）



## お疲れさま、日本国憲法

評論家・弁護士 佐藤 欣子

私が『お疲れさま、日本国憲法』という本を書きまして、それがお目にとまって、講演を依頼されたかと思うわけでございます。この本はよい本でございます。(爆笑)

この本の題目を申し上げますと、まず第一章が、憲法の平和主義の腐敗。これは、我が国の平和主義というものがいかにエゴイズムであり、腐敗したものであるか、ということについて論じております。そこには、「憲法第九条」の問題もございますし、また「不戦の誓い」「国家を忘れた日本人」という問題もあげました。

第二章では、民主主義が日本ではいかに空洞化したか、という課題を取り上げました。ここにいらっしゃる錚々たる政治家の皆様方、そして先ほど登壇された秦野章先生、みんな感ずるところあって政界を去ったとおっしゃいますね。惜しいですね。こんな立派な先生方がなんで政界を引

暇はないわけですね。自分のところの商売の上がり下がりは気になるけれども、憲法第九条など読んだことがない。

私は、よく聴衆の方に「皆さん、最近憲法を読みましたか?」とお伺いすると、いやあ、誰も読んでおりません。私はいま、大学で民法を教えておりますが、憲法に関する話をしても、ほとんど知らない。そういうのが大体の国民でございます。

そういう国民に、もっと啓蒙的な、もっと国民が世論を興すような、さまざまの議論を提起する。これが言論の責任だと思うのですが、我が国の言論は全くその責任を放棄しているではありませんか?(拍手)とにかく、世界の情勢に関するニュースというものは、本当に憤ただしい。何か事件が起ると、パーーと書く。一週間ぐらいいパーアーと書いて終わりです。それが我が国の言論です。はなはだ情けないとと思うでございます。

次に、第四章は「崩れた正義」の問題でございます。これは、我が国の国民の感情と刑事裁判の手続きとが、非常に遊離していることを取り上げたものです。いまちょうど、アメリカで問題になっている陪審員制度。あの陪審員制度がいかにどうしようもないものであるか、ということを、アメリカ人はよく承知しております。ところが日本は、その陪審員制度を導入しようというような動きが出ておりま

退されてしまうのか。感ずるところあって去った。なぜ、感ずるところあって政界から去ってゆかれるのか、がこの章には書いてあります。

というのは、いかに我が国の民主主義が空洞化したかということでございます。大体国会議員の半数近くが世襲制であります。そして、そこで幅をきかせているのが金権であり族であります。こういうようなことがあっては、我が国の将来は誠に暗澹たるものがあるということで、私は、実は涙を流しながら書いたところでございます。

第三章は「民主社会と言論の責任」でございます。民主社会というのは、言論が健全に発達していかなければ、民意をちゃんと纏めることは出来ないわけでございます。一方的な言論ばかりがはびこり、国民がそれに動かされ、付和雷同する。大体国民は忙しいですから、憲法を勉強して

第五章は「誤解された平等主義」。我が国の教育というものはいかなる問題をはらんでいるか。そこには悪平等がはびこっております。いま、教育を受ける権利として、高等学校へ九十何パーセント行く世の中になりましたけれども、そこで行われている教育に問題がある。ここでは、そういう誤解された平等主義を取り上げております。

そして、最後の章が、極めて切実な問題で「日本の母性の終わり」です。日本のお母さん。あんなに私達が涙を込め、本当に懐かしい思いで呼ぶお母さん。そういう日本のお母さんは、もはや消えて無くなってしまった。私達は、もはや日本の母親を求めるとはできない。それは何故かということを書いてございます。

さきほど、秦野先生がおっしゃっておられました「人間は感動が必要だ」と。祭りのために命を懸けるじゃないかと。昔は、日本は武士の国であった。大和魂の国であった。それがすっかり無くなってしまった。そして今や、日本は三百代言の国になってしまった。国会の論議を見て下さい。総理大臣が答えられないで、法制局長官が答えていました。それがすっかり無くなってしまった。そして今や、日本は三百代言の国になってしまった。国会の論議を見て下さい。総理大臣が答えられないで、法制局長官が答えていました。こんな国がありますか。以前の内閣では、こう答弁した。ああ答弁した、と過去のことにこだわっている。指揮と指図はどう違うか、とかですね。何をやっているんだ、と言いたいですね。(「そうだ」の掛け声と拍手)

私達は、もっと物事の本質をとらえ、三百代言をやめて、

事態にちゃんと対処しなければいけないと思います。私達はそういう気持ちを失つてしまつたんですね。その原因はいろいろございますけれども、その基本は憲法にあると思います。私達は、自分たちよりもっと大きいものに貢献する、という忠誠心を失つてしまつてゐるのです。

大体、今の日本人が一番大切に思つてゐるのは、自分でですね。エゴイズム。自分だけです。他人の権利・自由もありえない。自分の自由・権利だけを考える。以前には、国家といふものが、私達それぞれのエゴイズムの捨て場所だったわけですから、その捨て場所を今日本人は失つてしまつた。それが私の実感でございます。

第九条、第九条といいますが、皆様方は憲法第九条をそらんじておられますか。マスコミはとかく、第九条がどうこう、憲法に反するといいますが、憲法には自衛隊のことは一言も書いていない。自衛隊は海外へ行くなとか、何処にも書いていない。そうしたことを何も書いていないのが日本の憲法なんです。それを何かみんな憲法に書いてあるかのようにいふ、それが間違ひなんです。(拍手)

それで私は、皆様方に、その点をご理解いたぐために、

憲法第九条の第一項をご紹介したいんです。

いまの日本国憲法ができる前、マッカーサー草案というのがありました。これを訳して今の憲法の条項にしたわけですから、第九条とマッカーサー草案における第九条に相

ということは、何を狙つたのかといいますと、日本人は、国際平和を希求するので、要するに、侵略戦争はいたしません。しかし、日本人にも自衛権はありますよ。自衛戦争はできますよ。ということを書いた。アメリカの草案を、そういう意味に変えたわけです。

そうした解釈ができるよう、第九条第一項の冒頭に「前項の目的を達するため」という文言を挿入したのが、のちに総理大臣になった芦田均衆議院議員でした。芦田さんは、日本の将来を考え、これから日本の子どもたちに対して責任が立つかを考え、このように条文を直したのです。この点、芦田さんは、昭和二十一年十一月三日に、この憲法が公布された日に、『新憲法解釈』という本を書いて、日本は、侵略戦争はしないけれども、自衛戦争はできるし、制裁戦争に加わることもできる、ということを、ちゃんと書いておられるんですよ。

ところで、昭和二十一年六月二十九日、この新憲法を審議している時に、「この第九条は、侵略戦争だけの放棄なんだ、という趣旨に自分達は解釈する」といったのは、日本共産党の野坂参三氏だったんですよ。(笑い)

その後、当時の吉田総理大臣が、自衛権があるのだかないと分からぬ答弁を繰り返しておりますが、その吉田さんも、昭和二十六年の衆議院での質疑で、ある質問者が「講和条約後の日本が、眞の独立国家として立ち

当するものとが、どういう関係にあるかということを、ご説明いたしたいと思います。

憲法第九条は、まず冒頭に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、」とあります。そしてその次に「國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」となつてゐるわけです。

ところが、マッカーサー草案によれば、まず最初に「國權の発動たる戦争は放棄する」となつてゐるわけです。つまり、日本は戦争をしてはいけない。戦争は廃止するのだというのが第一。その次が「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」と書いてあります。

すなはち、アメリカ側からすれば、四年半も戦つた日本人です。たいへん強い。その日本をやつと負かすことができた。またアメリカに反抗されても困る。だから、これらは、日本の防衛はアメリカがやるから、日本人はやる必要がない。第九条は、そういう状況の下で考えられた武装解除の規定なのです。

ところが、日本としては、そういう露骨なことを書かれでは困るということで、日本人は頭がいいものですから、第一項の上段と下段とを入れ替え、かつ、第二項の冒頭に、「前項の目的を達するため」という文言を挿入した。

上がるためには、経済の自立も必要ですが、憲法を改正して自衛権をちゃんと認めることが必要でしょう」と質問したのに対し、吉田さんは「確かにそうです。我が国は経済の自立を計ることはもちろんですし、憲法を改正することも必要です。そして何よりも必要なことは、強く国民道徳を高揚し、国民の自立精神を振起させることこそが根本であります」といった趣旨の答弁をされております。

つまり、日本人の愛国心ですね。独立を維持して、この国を大切に思つてゆくこと。そういう国民の精神をきちんと育てていくことが必要だ、といつてゐるわけですね。

ともかく、戦後の日本の平和は、左翼の人達がいうように、第九条があつたから平和であつたわけではありません。日米安保条約の下で、どうにか日本の安全が守られてきました。アメリカの武力の下に日本が守られていたから安全であつたんです。それなのに、社会党の土井さんなんかは、憲法第九条のお蔭で日本が平和なんだと言つておりますが、これは間違ひです。

もし、憲法第九条だけで日本がいたとすれば、日本を侵略する国にとつて、こんなにありがたいことはない。何も持たない、非武装中立だといつてゐる。いつでも侵略して下さいといつてゐるようなものですからね。

そういうアメリカの保護に甘え、自衛隊を少しは作りながらも、日本はこれまで憲法の改正をしていない。狡いで

すね、実に。ぬらりくらりとやってきました。その結果、日本人は自立心を失って、エゴイズムに陥り、三百代言だけを繰り返すような国民に成り下がってしまったわけでございます。（「そうだ」との声、拍手）

ですから、湾岸戦争の時も、PKO法案の審議も、国会で、憲法がどうだこうだといっていますけれども、PKOに自衛隊が出て行くの、どこにいけないと憲法に書いてありますか。それは口実にすぎません。憲法が許さないなどというのは嘘です。（再び「そうだ」の声）

私は、日本の将来に、決して樂觀をいたしておりません。というのは、そうしたエゴイズムの国民に成り下がってしまった日本国民を、どう奮起させるか、どうやつたら奮起できるのか、それが私にも本当に分からぬ。今はおカネがあるからいいですけれども、このおカネが無くなったらどうなるのでしょうか。世界から爪弾き、嫌われ、馬鹿にされ、どうするのでしょうか。私は憂えております。

いま、日本は、平和だけを子どもに教えてきた。きれいごとだけを教えてきた。世界の国はみんないい国で、お手手つないで仲良くできるんだと教えてきた。しかしながら、子どもの方はそんなに単純ではありません。きれいごとをいう日教組教育の下で、これは、朝日新聞に載っていたのですが、実に殺伐たる替え歌が流行っているのですよ。

今日、私は、第九条問題ばかりではなく、憲法第二十四



●発表

## 現代にふさわしい 基本的人権条項を提案する

憲法学会常務理事  
駒沢大学法学部教授 竹花光範

当自主憲法の団体では、ずっと昔から自主憲法の制定、つまり、全面改正案の研究もしてきましたが、十年ほど前に、そうした全面改正案ばかりではなく、当面実現可能性のある部分改正案の研究にも取り掛かり、毎年、テーマを決めて研究成果を発表しております。これまでにすでに、五十カ条におよぶ具体的な改正案が出来ております。

昨年の国民大会後の自主憲法研究会で、向こう一年間の研究テーマとして選んだのは、現行憲法第三章「国民の権利・義務」つまり「基本的人権規定」の見直しであります。そこで、今日は、その一年間の研究の成果として、その多くの改正点の中から、数項目を選んで、具体的な提案を発表いたします。（拍手）

なお、お手元に、その内容を記した『権利・義務規定改正への視点——憲法第三章改正試案』が配付されておりま

すので、詳しいことはのちほどそれを見ていただき、まずは、その要点をここに発表。ご説明いたしたいと思います。まず、最初に指摘したいことは、日本人は、左翼や一部マスコミの影響を受けて、現行憲法は、世界に冠たる平和憲法であり、その基本的の人権規定も世界で最も優れていると考えている人が多いですが、平和憲法なるものの実態は、先ほど秦野、佐藤両先生が論証されたので触れませんが、日本国憲法の人権規定は、學問的見地からみて、進んでいるどころか、大層遅れたものであり、若干の規定を除けば、十八世紀ないし十九世紀憲法のそれである、といつても過言ではないことを、この際、知つて頂きたいと思います。

つまり、こんな遅れた人権規定を持つていてる日本国憲法は、果たして民主憲法といえるのか、国民が憲法の内容を知らないことをよいことに、こうした遅れた憲法を民主憲法の問題、例えば、家庭の状況、女性の在り方、それからさきほど田辯哲夫先生もお話になつておられた相続の問題などについてもお話をしたいと思っておりましたが、時間が足りなくなつてしましましたので、この点については、ぜひ私が書いたこの『お疲れさま、日本国憲法』を読んでいただきたいと思います。そこに書いてあります。（爆笑）

一つだけ取り上げましょう。例えば、相続があつた場合に、祖先の祭祀をする人には財産をいくらか付けたらどうか、という問題です。大体、長男が両親の世話をしてきたと言いますと、他の弟妹は、何を言つておられるんだ、あんた達は親と一緒にいて家賃も払わずに済んだじゃないか、親のお蔭で少しは得をしてきたじゃないか。お墓を承継する？お墓というものはいま高いんだから、その分だけ相続分を減らせなどと言いますよ。そのように、相続をめぐっての兄弟争いはいま大変なもので。これの解決も憲法に関係してくるのですよ。また、それは日本人の精神の問題でもあるんです。

そうした日本人の精神を直し、自立心を養うためにも、憲法改正は必要であり、私はいま憲法を改正するチャンスを逃したら、日本は亡国となるだろうと憂えております。どうぞ、皆様方、憲法問題を真剣にお考えいただき、この運動にご協力下さるようお願いを申し上げまして、私のご挨拶とさせていただきます。（大拍手）

法と宣伝している一部の野党やマスコミの責任を問いたいと思います。（大拍手）

次に、各論に入りますが、現行憲法の人権規定の中には、表現の不適切なもの、社会権規定に不備があるもの、外国憲法に規定があつて日本国憲法に規定のないものなど、たくさんのがあります、ここではそのすべてを説明する時間がないので、その内のいくつかを挙げてゆきます。

まず、表現が不適切なものを「一点ほどあげますと、一点は、平等権の原則的な定めである第十四条一項です。そこには「すべての国民は、法の下に平等であつて」云々といつておりますが、この「法の下に」平等という表現ですと、法の適用の下における平等しか意味しないという解釈が可能になつて、法の内容はどうでもいいんだ、法によりさえすれば国民を差別することも認められるのだ、ということも将来起こりかねません。

それでは、どうしたらよいのか。それは、実に簡単な改正で済むわけとして、「法の前に」とあるところを、「法の前に」と改めればよい。「法の前に」ですと、法の定立に際しての内容そのものにおいて、国民を差別してはならないという趣旨が明白になるからです。諸外国の憲法もみな「法の前に平等」と書かれております。（拍手）

それから、もう一点指摘すれば、憲法第三十三条が挙げられます。同条は「何人も、現行犯とし逮捕される場合を

「国は、国民生活の基礎単位として、家庭を尊重し、及びこれを保護しなければならない」といった規定をおくことも必要であると思います。けだし、第二十四条は、婚姻や両性の平等については規定しているものの、社会生活の基礎単位である家庭については触れておりませんが、外国の憲法に倣い、上述のような「家庭の尊重・保護」規定をおくことにより、今日問題となつてゐる家庭の崩壊を阻止することができます。（拍手）

そのほかにも、最近、諸外国の多くの憲法が規定していって、日本国憲法に規定のないものとして、「プライバシーの権利」「知る権利」あるいは「環境権」などがあります。いま、とりあえず「知る権利」を例にあげますと、日本では規定がないため、それを第二十一条の「表現の自由」から引き出しておりますけれども、それでは単なる自由権に留まってしまいます。

つまり、今日における「知る権利」は、自由に情報を得て豊かな精神生活を営む権利をいうもので、特に、国や公共団体の有する情報の公開を求める具体的な請求権として意義があるものであり、そのような請求権である以上、別に一項目新たに規定を置くべきだと考えます。

もつとも、この「知る権利」を、無制限に認めると言ふされる恐れもありますので、諸外国の憲法でも一定の制限を設けるのが一般であります。

除いては、権限を有する司法官憲が発し」云々となつておりますが、その「司法官憲」という表現が問題です。

なぜなら、この規定は、不当な逮捕を抑制するため、公正な地位にある裁判官による手続きのみを認めようとする趣旨ですが、「司法官憲」というと、検察官や警察官も司法権の作用に関係する権限を有しているわけですから、現在の規定では、検察官や警察官によって発せられる令状も認められるようによく解釈される危険があります。これはやはり、第三十三条の趣旨を明確にするために、「司法官憲」という表現を「裁判官」に改めることが必要である、と考えます。（拍手）

次に、冒頭にも触れた、現行憲法の人権規定が、あまりにも十九世紀的な自由権絶対の思想で、二十世紀的基本権といわれる社会権に関する規定が不備であるという問題。現憲法も、一応、第二十五条で、「生存権」や「国の社会保障義務」の規定を置くなど、最小限の規定は設けておますが、しかし、最近の諸外国の憲法では、「母子及び老人の保護」「女子及び年少者の労働の保護」「家庭の尊重及び保護」に関する規定を置いたり、さらには、「最低賃金制」「男女同一賃金」「年次有給休暇」などについても、明文の規定をおく傾向にあります。

これらのすべてを、ただちに盛り込めというのではありませんが、例えば、第二十四条に、新たに第三項を設け、

そこで、この「知る権利」について一項目を設けるとすれば、具体的には、現在の第二十一条の第二項を第三項に移し、新たに第二項として「日本国民は、国の安全及び公共の秩序並びに個人の尊重を侵さない限り、一般に入手できる情報源から、情報を得ることを妨げられない権利を有する。」と規定すればよい、と提案いたします。（拍手）

さらに、私どもが提案いたしますのは、義務規定の問題です。現行憲法の義務規定は、第二十六条「教育の義務」、第二十七条「勤労の義務」、第三十条「納税の義務」の三カ条で、世界でも最も義務規定が少ない憲法であります。諸外国では一般に「兵役の義務」が謳われておりますが、日本でもせめて、独立国家である以上、「国家防衛の義務」「祖国防衛の義務」程度のものはあってよいと思います。

また、諸外国に見られる「公共財産の愛護義務」「自然や文化財の保護義務」なども、盛り込んでよいと思います。

また、現行憲法には、国民の憲法遵守義務の明文がありません。確かに、国民は、憲法に明文があろうとなからうと、憲法尊重擁護義務があるわけですが、国民も、憲法の規定があれば、心構えも違うわけですから、例えば、第九十九条の中に一項を設け、「日本国民は、この憲法及び法律を誠実に遵守する義務を負う。」といった規定を設けたらどうかと思い、提案いたします。（拍手）

以上で、私の発表を終わらせていただきます。（大拍手）

# 大 会 決 議

(大会決議)

一、戦後、憲法を頻繁に改正している諸外国に比べ、日本は一度も改正していない。そのため、国際貢献にせよ、政治改革にせよ、また基本的人権条項にせよ、不都合な個所が随所にでている。国民は、いまこそ、自主憲法制定（憲法改正）に取り組むべきである。

一、我々は、すでに五十カ条にも及ぶ具体的改憲案を提示してきた。今年は人権規定について改憲案を提示する。國民も、現行憲法の基本的人権規定が、もはや古い時代のものであることを認識し、現代にふさわしい人権規定を憲法に盛り込むべきである。

一、現行憲法は、独立国の体裁をなしていないため、諸外国なみの国際貢献もできない。また、政治改革も、真に実効あらしめるためには、憲法に新たな規定を置く必要がある。自由民主党は党是に則り、こうした事実を認識し、本格的に改憲に取り組むべきである。

右決議する

平成四年五月三日

## 憲法を改めて時代を刷新する国民大会 (第二十三回自主憲法制定国民大会)



●閉会の辞

## 国際社会に機能する憲法に改めよう

大会運営委員 堀江正夫

いよいよ、本日この大会を終了するに当たり、主催者を代表致しまして一言御礼とご挨拶を述べたいと思います。

本日は各界を代表されます錚々たる諸先生方に加えまして、時代を担う若い皆さんも多数おいでいただきまして、時間も大分超過致しましたが、終始熱心かつ真剣にご静聴、ご協力を賜りまして、お蔭さまで非常に稔りの多い大会を持つことができました。心から御礼を申し上げます。有難うございました。(拍手)

また、本大会に華を添えていただきまして、非常に貴重なお話を承りました秦野章先生、佐藤欣子先生、さらに一年間にわたり私どもと一緒にご勉強いただき、憲法の基本的人権について具体的にご教示賜りました竹花光範先生に対しまして、私ども心から感謝の気持ちを込めまして、この際ご一緒に拍手をお贈り致したい、と存ずる次第でございます。先生方有難うございました。(拍手)

ただ今は、満場一致をもって大会決議をご採択いただき

司会者 次に、大会決議に入りたいと思います。では決議案の朗読を、大会運営委員の大木宏亮さんにお願いいたします。

(上掲の大会決議案文を、力強く読み上げる)

司会者 ただいま朗読いたしました決議案を、今大会の決議として採択することに、ご異議ありませんか。

(盛大な拍手) ありがとうございます。万雷の如き拍手をもって、大会決議はここに採択されました。

なお、この決議には自由民主党に対する要望も含まれておりますので、後日、当団体の木村睦男会長から、自由民主党本部へご伝達を頂きたいと思います。

(歓声・大拍手続く)

ました。いうまでもございませんけれども、私どもは他の国に押し付けられた憲法を後生大事に、いつまでも持つているというわけには参りません。(拍手)

この我々の憲法が、現在の変化し流動する国際政治の中で、もう機能しなくなっているということは、多くの国民が認めておるところでございます。「そうだ!」の声、(拍手) したがってこの憲法は一日も早く直さなければなりません。

皆さん、本当に重大な時期に差しかかっておると思います。我々は心を一にして、さらに心を堅固にして、この日本がいつまでも平和で安全で、豊かでありますように。また世界それ自体に、十分にお役に立つ国となりますために、この憲法を一日も早く改正するために力を結集したいと、こう思つ次第でございます。(拍手)

今日は本当に有難うございました。心から御礼を申し上げます。(拍手)

## 森下元晴理事長

# 勲一等旭日大綬章受章祝賀会

平成四年五月三日午後五時～七時  
於千代田区神田学士会館三階会場



謝辞を述べる森下元晴理事長



右上 (右) 森下元晴理事長  
(左) 清原淳平事務局長

右下 祝賀会会場の一部

上 祝辞をされる木村睦男会長

同じにとつても大きな喜びであり、誇りであります。  
いま会場には、先ほどの大会での講師、秦野章先生、  
佐藤欣子先生はじめ沢山の方々が、こうしてお残り下  
さっておりますので、これから大いにお祝いをいたし  
たいと思います。(拍手)

○森下元晴先生の謝辞(要旨)  
私は四月十二日生まれ  
なので、丁度七十歳になつたばかりですが、去る四月  
二十九日の先帝陛下誕生日に叙勲の発表があり、それ  
も最高位の勲章ということで、大層光栄に思ひ感激い  
たしております。三日後の五月六日の親授式には、謹  
んで拝受いたしてまいる所存であります。(拍手)

私は、若い時に、後に総理大臣になった中曾根先生  
が当時唱えておられた首相公選をはじめとする憲法改  
正論に、強い影響を受けて徳島から政界に出る決意を  
し、初当選は四十一歳でした。

当時、当団体の会長を長くお務めになりました岸總  
理も改憲運動の陣頭に立っており、私は岸信介先生に  
も私淑して、憲法改正運動、安全保障問題、アジア太  
平洋地域への協力などに、全力を尽くしてまいりま  
した。その中でお実現出来ないのが、憲法改正であり  
ますので、このやり残した運動には、皆さんとともに、  
私も余生を捧げる決意であります。今日は、祝賀会を開  
いて下さり、ありがとうございました。(拍手)

## 盛会御礼

去る五月三日、千代田区公会堂にて開催いたしました「憲法を改めて、時代を刷新する国民大会」（第二十五回自主憲法制定国民大会）は、終始、熱氣溢れる盛況裡に、無事終了いたしました。

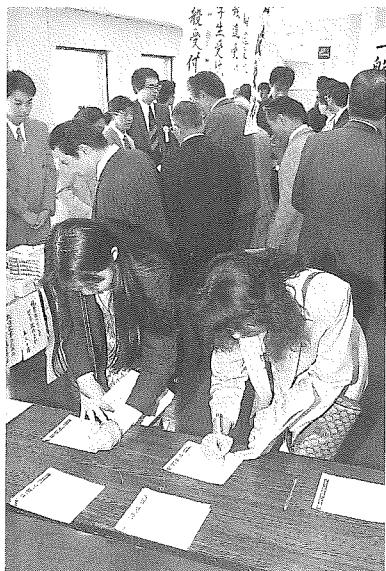
これも、皆様の御熱意と御芳情によるものと、執行部・事務局一同、心より御礼申し上げます。  
なお、気運上昇の折柄、この運動に一層の御理解・御尽力を賜りますよう御願い申し上げます。

平成四年六月吉日

主催　自主憲法制定国民会議  
会長　木村　睦男  
理事長　森下元晴  
世話人、役員一同  
主催　自主憲法期成議員同盟  
会長　木村　睦男  
推進委員長　戸塚　進也  
常任理事、役員一同



▲早朝からご協力下さる方々とのミーティング風景



▲混雑する受付風景



▲流れ作業で行なわれる資料の袋詰

## 編集後記

時事放談で、聴衆を喜ばせました。また、評論家の佐藤欣子先生も、

第九条問題を中心に大層分かりやすいお話を盛んな拍手を浴びました。

▼当団体は、毎年四～五カ条の改憲案を発表し、これまでに五十カ条ほどの具体的な改憲案を発表しておりますが、今年は基本的人権の章を洗い出し、報道からも注目されました。

▼なお、この春に、当国民会議理事长の森下元晴元厚生大臣が、勲一等旭日大綬章を受章されましたので、大会後有志にて、前記のような祝賀会を催し、盛会でした。（清原）

▼大会は、前期の記録にありますように、登壇者それぞれに熱意ある挨拶、講話、発表、発声がありました。特に、自民党総裁・鶴見幹事長の代理として挨拶された田辺哲夫参議院議員から、相続における祭祀承継問題など具体的提案があり、拍手を浴びました。

特別講演では、評論家の秦野章元参議院議員が、独特の語り口、生の

憲法 第二十三回国民大会報告書  
発行日 平成四年八月二十五日  
編集事務局長 清原淳平  
発行人 北村ビル3F  
発行所 自主憲法制定国民会議  
〒104中央区八重洲二一六一  
電話 三五〇一一五〇四一一番  
振替 東京六一〇二三八七九  
定価 三百三十円（送料七十二円）



▲閉会の辞 热弁 堀江正夫大会運営委員



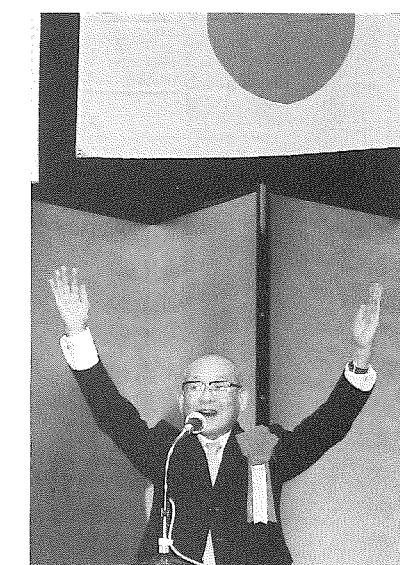
▲人権条項の改憲案を発表する竹花光範教授



▲明るく華やかな 佐藤欣子先生



▲生の時事放談 秦野章先生



▲万歳三唱 相原良一憲法学会前理事長

◀万歳三唱 (上)壇上情景 (下)会場風景



▲朗々と決議文を読む大木宏亮大会運営委員



▲決議文を木村睦男会長へ手渡す



▲歯切れよく司会進行する 清原淳平事務局長